

小規模事業者持続化補助金 <一般型>

小規模事業者が **商工会の支援等を受けて経営計画を作成**し、その計画に沿って **販路開拓・売上拡大等**に取り組む**費用の2/3が補助**されます。

**補助上限額
50万円**

75万円以上の補助対象経費に対して50万円が補助されます。(上限)
75万円未満の補助対象経費3分の2が補助されます。

複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も可です。その際は補助上限が増額となります。

**対象
事業者**

会社及び個人事業主であり常時使用する従業員の数が一定人数以下の**商工業者**

卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
製造業、その他の業種および宿泊業・娯楽業	20人以下

商工会地区で事業を営む上記に該当する小規模事業者



公募受付締切 第5回：令和3年6月4日(金)

(郵送又は電子申請にて申請します。郵送の場合当日消印有効)

第5回受付締切分事業実施期間：交付決定日～令和4年3月31日(木)

(第6回目以降の公募については商工会へ問い合わせください。)



申請には**経営計画等の作成、商工会の支援計画書の交付が必要となり一定日数が必要です。**
申請をお考えの方は、**取り急ぎ商工会へご相談ください。**(裏面をご確認ください)

こんな取組にご活用できます(例)



新商品販売のためチラシの作成やHPで販路を拡大したい



新商品PRのため雑誌掲載やDMを活用したい



ネット販売システムを作りたい



集客力を高めるため店舗を改装したい



パッケージデザインを一新して新たな顧客層を開拓したい



商談会・展示会へ出展したい



新商品製造・サービス提供のため機械を購入したい



試作品製造の材料を購入したい



販路開拓とあわせて業務効率化を図りたい

上記は活用の一例です。小規模事業者であれば様々な業種の方が対象となります。
ご自身で取組んでみたいことがあればお気軽に商工会へご相談ください。

締切までに十分な余裕をもって、お早めにご相談ください!! (必ず裏面をご確認ください)

＝ご相談・お問い合わせ＝ 長野市商工会経営支援センターまたはお近くの各支所へ

経営支援センターTEL：284-3053

地域支援センター(更北)TEL：284-3552

若穂 TEL：282-4096 川中島 TEL：284-4073 西部(七二会・信更・大岡) TEL：229-2808

豊野 TEL：257-2080 戸隠 TEL：254-2541 鬼無里 TEL：256-3347 中条 TEL：268-3406



申請の流れ

商工会等との相談を基に「経営計画書」「補助事業計画書」を作成します

計画等を確認し商工会より「事業支援計画書」を発行いたします
発行には一定日数が必要です

必要書類を揃え、申請書類を郵送又は電子申請により提出します

採択結果が公表されます
採択時期は現在未定

本補助金の申請には、「経営計画書（様式 2-1）」「補助事業計画書（様式 3-1）」及び商工会交付の「事業支援計画書」が必要です。各計画書等作成には一定日数が掛かり、締切り間際になると対応できない場合がありますので、十分な余裕をもって商工会へご相談ください。

必ずご確認ください!!

1. 本補助金の補助率は 2/3 で上限額は 50 万円です。
例えば、補助対象の経費が 100 万円掛かっても上限の 50 万円となります。また、補助対象の経費が 60 万円だった場合は 40 万円（60 万の 2/3）が補助されるようになります。
2. 対象者は小規模事業者である商工業者です。（表面参照）
医師・歯科医師・助産師や系統出荷による収入のみである個人農業者等は該当しません。（詳しくは商工会へ）
3. 同一事業者からの申請は 1 件のみです。単独申請と共同申請参画や複数の共同申請への参画は認められません。
4. 第 5 回受付締切分の事業実施期間は、交付決定日～令和 4 年 3 月 31 日（木）までです。
5. 補助金の採否については、提出資料について「審査の観点（公募要領 p55）」に基づき有識者等による審査委員会において行われます。
6. 「交付決定通知書」受領前に補助対象となる、発注・契約・経費支出等はできません。（補助対象外となります）
7. 補助金を受け取るには、定められた期日までに実績報告書等の提出が必要です。
提出期日は事業完了後 30 日を経過する日、または、令和 4 年 4 月 10 日（日）（第 5 回受付締切分）のいずれか早い日です。
8. 採択された場合、事業に掛かる経費は一度事業者が全額お支払いいただき、実績報告完了後補助金が交付されますので、資金調達計画もあわせてご検討ください。
9. 単なる修繕工事、取り換え・更新の設備備品の購入等であって、新たな販路開拓に繋がらないもの等は対象になりません。販路開拓（売上拡大）に取り組む計画が必要です。
10. 機械・備品の購入の場合、汎用性があり目的外使用になり得る備品（例えばパソコン等）等は本補助金の対象にはなりません。
11. 業務効率化の取組みのみでは本補助金の対象として認められません。販路開拓（拡大）等の取組みが必要です。
12. 補助金の増額要件、審査の加点要件等については、商工会へご確認ください。

公募要領・申請様式は
こちらからダウンロードできます



長野県商工会連合会 <http://www.nagano-sci.or.jp/>
長野市商工会 <https://www.naganoshi-sci.or.jp/>

締切までに十分な余裕をもって、お早めにお越しください

まずは最寄りの商工会にご相談ください!!

